

鹿児島県後期高齢者医療広域連合監査委員監査規程

平成19年7月18日

監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 監査等を行うに当たっては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の行財政運営が法令に適合するとともに、公正で合理的かつ効果的な運営が確保されているかどうかに意を用いるものとする。

(監査等の種別)

第3条 監査等は、別表に規定する種別により行うものとする。

(監査等の実施)

第4条 監査等は、原則として監査等の対象となる事務事業の動態、監査等の所要期間等を勘案してあらかじめ年間計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

2 監査等を行うに当たっては、監査等の対象となる機関の長に対し、証拠書類その他監査等に必要な書類を提出させるとともに、関係職員の説明を求めるものとする。

3 監査等を終了したときは、速やかに講評を行う。ただし、その必要がないときは、これを省略することができる。

(報告及び公表)

第5条 監査委員は、監査等の結果を速やかに当該監査等を受けた者、当該監査等を要求した者その他関係者に報告し、又は通知し、かつ、その結果を公表しなければならない。

2 監査委員が行う公表は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年条例第2号）に定める公表の例による。

(監査等結果の事後処理等)

第6条 監査等の結果、指摘した事項等については、指摘を受けた機関の長に、必要に応じて適時状況報告を求めることができる。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、監査等の執行に関し必要な事項及び様式は、監査委員の合議により別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年7月18日から施行する。

別表（第3条関係）

監査の種別	監査の根拠
定期監査	地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項
随時監査	法第199条第5項
行政監査	法第199条第2項
公金の収納又は支払事務に関する監査	法第235条の2第2項
住民の直接請求に基づく監査	法第75条第1項
議会の要求に基づく監査	法第98条第2項
請願の措置としての監査	法第125条
広域連合長の要求に基づく監査	法第199条第6項
住民監査請求に基づく監査	法第242条第1項
広域連合長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2第3項
例月現金出納検査	法第235条の2第1項
決算審査	法第233条第2項